

徳島大学における「多様なメディアを高度に利用して行う授業」の実施等に関する申合せ

平成26年6月18日

大学教育委員会決定

(趣旨)

- 1 この申合せは、徳島大学学則（昭和33年規則第9号。以下「学則」という。）第30条の2第2項の規定に基づいて行う、多様なメディアを高度に利用して行う授業の円滑な運営及び教育効果の向上を図るため、その実施に関し必要な事項を定める。

(定義)

- 2 この申合せにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) メディア授業 授業を行う教室等以外の自習室又は自宅等のインターネットが利用可能な環境下において、授業の開始から終了までの全時間に渡り、インターネット及び学習管理システム（LMS）を用いた動画の視聴、教材の閲覧、課題の提出、試験の実施又はディスカッション等の学習方法により行う授業をいう。
  - (2) メディア授業科目 メディア授業が授業時間の2分の1を超える授業科目（教養教育にあつては授業題目。以下同じ。）をいう。ただし、学部長（教養教育科目にあつては教養教育院長。以下同じ。）が正当な理由があると認めた場合は、「メディア授業科目」として扱わないことができる。

(学業成績判定)

- 3 メディア授業を含む授業科目については、当該授業科目におけるメディア授業による開講回数にかかわらず、授業時間の3分の2以上出席していない場合は、その授業科目の学業成績は判定しない。なお、メディア授業の出席及び欠席は、視聴のログ及び課題提出の状況等のシラバスに明記された方法により判断するものとする。

(卒業の要件)

- 4 メディア授業科目の履修により修得した単位は、学則第35条第2項の規定に基づき認定する。

(申請)

- 5 メディア授業科目の開講は、授業科目担当教員が別記様式により、シラバス提出時毎に学部長に承認を得るものとする。なお、各学部・学科等において、カリキュラムを計画する際には学生が無理なく履修計画を立てることができるように配慮するものとする。

- 6 この申合せは、平成27年4月1日から実施し、平成27年度入学生から適用する。

附 則

この申合せは、平成28年4月1日から実施する。